

第 301 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 A-PLACE金山 5F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 28 年 7 月 11 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 300 回

暑くなってきました。でもまだ梅雨明けではないようです。
気候もどんどん変になっていきますね。世界の景気、そして環境もより厳しく変わっていきます（イギリスのEU離脱も大変でしたね）。
ところで皆さま、1 週間のうち戦略立案や新しいアイデアを考える時間はどれくらいありますか？
ある雑誌に、最年少で部長に駆け上がった大手企業のエース社員を対象にアンケート調査を実施した結果がでていました。
半数以上の回答が6時間（週2日）程度に集中していましたが、一方ではほぼ毎日、すなわち5日以上と回答した人も10%あったようです。
いかに皆さんが「思考」に時間を使っているかですね。
やはりこれからの事業は、頭、アイデアの勝負のようです。
皆様、考えることに時間を割いてください。よろしくお祈りします。

前田の《今人生を語る》第 205 回

めざめよ日本人 (127)

褒めるときは具体的に … なんとなくは逆効果

叱るときはまず相手に喋らせてから

頼むときは押し付けるのは厳禁

急がす … イライラする気持ちを抑えてさりげなく

断る … 理由をできるだけきちんと伝える

—— 人にうまく仕事をしてもらうのは難しいですね ——

中小企業等経営強化法 （中小企業者等の機械装置の償却資産税の特例措置など）

佐藤 洋

中小企業等経営強化法が平成 28 年 7 月から施行されました。
この法律は、政府が生産性向上に役立つ取り組みを分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供し、生産性を向上させる取り組みを計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援することを目的としております。

この中の主な支援として、中小企業者等が取得をする新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合に、3年間、固定資産税（償却資産税）が1/2に軽減されます。
固定資産税での設備投資減税となりますので、赤字企業にも減税効果が期待されます。

償却資産税軽減の要件等

- ・中小企業者等であること（※）
 - ・販売開始から10年以内の新品の機械装置（最新モデルである必要はありません）
 - ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
 - ・1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
 - ・適用期限は平成28年7月1日から平成31年3月31日までに取得したもの
 - ・経営力向上計画について事業所管大臣の認定を受けること
- なお、計画の申請をする際に「工業会等による証明書」が必要となります。
日数等の要件も設定されておりますので準備等は余裕をもって行うことをお勧めします

提出先は事業分野により異なります

（例：一定の製造業は経済産業局、自動車整備業は運輸局など）

なお固定資産税以外の特例措置（生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制）との関係では重複適用が可能となっております。

（※）中小企業者等とは

- ・資本金・出資金1億円以下の法人
（ただし大規模法人に発行済株式等の1/2以上・複数の大規模法人に発行済株式等の2/3以上を保有される法人を除く）
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業者、資本出資を有しない法人

中小企業経営強化法は固定資産税の軽減措置以外にも支援措置があります。

1. 商工中金による低利融資
2. 中小企業信用保険法の特例
3. 中小企業投資育成株式会社法の特例
4. 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
5. 中小企業基盤整備機構による債務保証
6. 食品流通構造改善機構による債務保証